

2024年11月 1日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市への要望事項

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
事務局 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区荻田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための教育環境整備を、行政機関の責務として進めてください。社会的障壁の除去はもとより、障害のある子どもの発達を保障する教育内容の充実を図ってください。
2. 障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにしてください。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応してください。ただちの解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するようにしてください。
3. 障害のある子どもの就学先や学びの場の判断（特別支援学級への在籍等）の基準は、特別支援学級等での授業時数や、手帳・医療的診断の内容及び有無で一律・機械的に定めないでください。子どもや保護者が必要とする教育的ニーズを考慮し、一人ひとりの子どもの実情に即した柔軟な対応を行ってください。特にLD・ADHDの子どもにおいても、子どもの実態に応じて特別支援学級への入級も可能であることを周知してください。現在、特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもや保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更を強く迫るようなことのないようにしてください。
4. 就学先や学びの場の選択についてや、障害のある子どもへの指導・支援について、保護者が問い合わせできるよう教育委員会に相談窓口を設けてください。就学にあたっての保護者向けの説明会を定期的に設け周知してください。障害のある子どもの保護者が、就学を見越して早期からの就学相談を受けられるよう、相談支援の体制を充実してください。現在、大阪市教委が行っている相談支援体制を明らかにしてください。
5. 障害のある子どもの学びの場についての情報提供を充実してください。
 - ①特別支援学校に関する情報が、障害のある子どもの保護者に十分に提供されるようにしてください。
 - ②「通級による指導」のリーフレットと同様に、「特別支援学級」に関するリーフレットも作成・配布してください。
 - ③リーフレット「大阪市の就学相談」の特別支援学校に関する記述が、他の学びの場に比べて十分ではありません。また転校に関する記述もあいまいです。通学できる特別支援学校の情報と、地域の学校からの転学も可能なことを明確に示してください。
6. 障害のある子どもの就学先の特別支援学校への転校希望があった場合は、本人・保護者の意向を最大限尊重して速やかに対応してください。特別支援学校への転校が可能なことを各校に周知してください。また、学校見学や教育相談が随時できるよう府教育委員会に働きかけてください。
7. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。
 - ①1人でも在籍の要望があれば特別支援学級を設置してください。

- ②障害種別による学級設置を遵守してください。学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行ってください。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。
- ③特別支援学級1学級に在籍する子どもが定数8人を上回ることはないようにしてください。また定数の6人への引き下げや、学級種別ごとに学年も考慮した特別支援学級編制を行う等、大阪市の独自基準を策定してください。
- ④学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
- ⑤年度途中の在籍増にあたっては、学級の追加設置や加配教員の配置をしてください。
- 8. 2022年4月27日文科省通知に伴う学びの場の見直しや、通級指導教室の新設に伴う学びの場の変更等により、各校の特別支援学級の設置に急激な変更が起きることのないよう、必要な措置を講じてください。万が一、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行ってください。
- 9. 通級による指導の開設を進め、充実してください。
 - ①通級による指導を全校で開設してください。令和8年度までに計画されている通級による指導の全校設置が、滞りなく行われるようにしてください。通級指導教室の利用を希望する子どもが1人でもいれば、当該校に設置するようにしてください。
 - ②通級による指導の実施は、年限を区切らず子どもの実態に応じた期間、継続して利用できるようにしてください。
 - ③通級指導教室が、現状において既に過大・過密状態があることをふまえ、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行ってください。通級指導教室での支援が特別支援学級並みに充実するよう、教員の加配や定数改善を行ってください。
- 10. 発達障害等の児童を含む支援を必要とする子どもも安心して学校生活を送れるように、支援体制を充実してください。
 - ①通常学級の教育条件を改善してください。一人ひとりの子どもに寄り添った教育的支援が保障できるよう、小学校でのさらなる少人数化と中学校での35人学級を、大阪市の施策として進めてください。通常学級において、特別支援学級で学びつつ通常学級での生活も共にしている子どもを含めた人数が、定数を超えることがないように学級編成をしてください。
 - ②すべての小・中・高等学校に子どもたちがクールダウン等のために使える教室や「居場所」をつくり、子どもたちをいつでも受け入れられる固定した教職員の体制を確保してください。
 - ③相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。
 - ④「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。
 - ⑤特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
 - ⑥看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員の配置を、充実してください。
 - ⑦てんかんやI型糖尿病等、医療的な対応が必要な児童が、校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置を大阪市の責任で行ってください。
 - ⑧通学タクシー利用の利便性の向上を図ってください。
 - ⑨感覚過敏のある子どもたちの障害特性を踏まえた教育条件整備や、一人ひとりの特性や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮を行ってください。とりわけ味覚・嗅覚・触覚・視覚・聴覚の過敏などのため食事への配慮が必要な子どもの給食実態を明らかにするとともに、個別対応給食（障害児食）を拡充してください。
 - ⑩必要に応じて学校・担任等と主治医との積極的な連携を行ってください。学校・担任等が主治医訪問をする場合の相談料や旅費等を予算化してください。
- 11. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して大阪市内に支援学校を新設してください。
 - ①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。
 - ②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施し

てください。

③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。現在進められている新設計画について、状況を説明してください。新設計画が充実したものになるよう、大阪府教委に働きかけてください。

12. 子どものニーズに応じた教育実践をすすめるためにも、学校現場の多忙の是正、教員不足の解消等、労働条件そのものの改善に向け、教職員の増員等、実効ある施策を講じてください。年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等に際して、特別支援学級担任に欠員が生じないよう、講師配置を速やかに行なってください。

13. 障害児教育の専門性の向上に取り組んでください。

①これまで大阪府教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯があります。これにより、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきました。府教委により、今充実を図っているとすると、特別支援学級も含めた多様な学びの場における障害児教育の充実がより一層すすむよう、子どもの発達に応じた障害児学級での実践の充実を府教委として進め、障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。

②特別支援学級での授業を求める子ども保護者の思いに反して、特別支援学級での授業が実施されないようなことがないようにしてください。人的な不足がある場合は人的配置を、当該教員や当該校に特別支援学級での授業経験の不足がある場合は必要な研修の機会や人事面において経験のある教員が配置されるような配慮を行ってください。

③特別支援学級担任・通級指導教室担当が希望する場合、担任・担当を継続できるようにしてください。小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。

④中学校において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。

⑤先生たちが支援の必要な一人ひとりの児童の発達や障害特性への理解はもちろんのこと、生きづらさへの共感に立った支援ができるように研修を充実してください。

14. 障害のある子どもを含めた全ての子どもが豊かに学べる学校になるようにしてください。

①競争をあまり点数による序列化につながる、学力テスト（市統一テスト、府チャレンジテスト、すくすくウォッチ）を実施しないでください。

②障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止してください。

③特別支援学級在籍児童・生徒数が増加する背景について、大阪市の教育のあり方そのものを問う視点から分析し、学力テスト体制や管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めてください。

＜放課後保障＞

15. 放課後等デイサービスやいきいき、放課後育成クラブと学校との連携を積極的に行ってください。放課後の事業所や学校との「サービス調整会議」等に学校側からもコーディネーターや支援級担任だけでなく学校長や通常学級担任も積極的に参加するように学校長への指導・助言を行ってください。また、本年度の管理職向け説明会や園長会・校長会を通じて説明した際の資料や大阪市教育委員会からの通知・連絡文書などを明らかにしてください。

＜障害者総合支援法＞

16. 福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になってい事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。

17. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用者負担の軽減策を講じてください。

- 18 大阪市障がい者支援計画及び障がい福祉計画の、各サービスの数値目標達成に向けた具体的な計画を明らかにしてください。また、現在国で検討されている地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。
19. 障がい支援区分について、大阪市として認定状況の実態把握と検証を行ってください。また認定調査員への研修を充実させ、調査員によって認定内容に違いが生じないようにしてください。
20. 障害支援区分更新時に行政上の手続きが遅れる場合があり、そのため受給者証の発行も遅れて事業所の報酬請求が何か月もできずに、実質的な「ただ働き状態」になる場合が生じました。こういう場合の措置として、新しい受給者証が発行されるまでの間は、元の支援区分や支給量を適用して制度が利用できるようにしてください。
21. 福祉サービスを受給する障害者の家庭環境の激変などの緊急時にも、適切に対応できるシステムを構築してください。
 - ①緊急時の支給量決定は、区役所段階で敏速に対応して、決定できるシステムを検討してください。
 - ②緊急時は区にケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所任せにせず、迅速なアウトリーチで状況を把握して支給量の変更決定が行えるようにしてください。
 - ③緊急時は支援計画に拘ることなく、状況の変化に応じて、その都度支給変更しなくても柔軟に障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
 - ④特例介護給付費を緊急時支給変更時にも利用できるように、利用対象を広げてください。
22. 2024 年度の報酬改定内容の改善について国に粘り強く要望してください。
 - ①処遇改善加算を基本報酬に含めるよう国に求めてください。当面、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など営利企業のあからさまな利潤追及を規制する制度を設けるよう国に要望してください。
 - ②報酬改定が福祉の向上に資する内容であることを検証し、改善が必要な際は 3 年を待たずに即時改定するなど迅速に対応するよう国に要望してください。
 - ③日割報酬をやめて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。
23. 強度行動障害者支援者研修が受講希望者数に見合った規模で開催できるよう、関係先に働きかけてください。また一定の支援実績がある職員対して、大阪市として「見なし認定」を行い加算請求の対象としてください。職員に受講が求められる研修は、オンラインや休日・夜間の開催などの多様な形態によって開催してください。
24. 相談支援事業所を市の責任で計画的に増やしてください。また、相談支援専門員の質を高めて、計画相談だけでなく一般相談・総合的な相談にもしっかりと対応できるようにしてください。
25. 大阪市として相談支援専門員の業務実態を把握するとともに、過重労働を早急に解消するための措置を講じてください。
26. 高齢障害者、医療的ケアを必要とする障害者、行動障害の状態を有する障害者が安心して生活し続けることのできる、くらしの場を整備してください。
27. グループホーム及び 24 時間障害者への支援を行っている事業所への支援策を講じてください。
 - ①改正障害者総合支援法の施行後においても、本人が希望する限り、障害が軽度であってもグループホームでの暮らしが継続できるようにしてください。
 - ②日中支援体制加算は、平日のみが加算対象であったり、利用者が 2 名であっても 1 名分の単価と同額であるなど不十分な制度です。重度・高齢障害者が安心して日中生活がおくれるよう改善を国に求めるとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。
 - ③土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所や急病などで、日中をグループホームで過ごさなければならない利用者に、十分な支援を行うことができるよう現行制度の改善を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の加算・補助制度を創設してください。
 - ④グループホーム利用者の通院に移動支援のヘルパーが利用できるようにしてください。また、現行の通院介護へのヘルパー利用は慢性疾患の定期通院であること、月 2 回までの利用であることなどの制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数に制限を設けないでください。
 - ⑤本人が希望する一人暮らし等に向けた支援は、「通過型グループホーム」の新設にとどまらず、現

行のグループホームでの支援対応等、現行のグループホームでの支援内容を正當に評価して報酬に算定するよう国に働きかけてください。

- ⑥グループホームの生活支援員の雇用形態で例外的に業務委託契約が認められていますが、人材不足の状況も受けた週 40 時間以上の勤務やダブルワークなどの長時間労働が見受けられます。業務委託契約であっても個人単位では労働基準法に則った業務が行われるよう指導、監査を徹底してください。

- 28. 大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、「賃貸」及び「購入」補助を改めて整備してください。
- 29. 短期入所（ショートステイ）事業の拡充を図るため、大阪市独自の支援策を講じてください。
 - ①ショートステイを必要な時にいつでも利用できるよう、設置数を増やすための施策を講じてください。
 - ②緊急時に利用できるように空床を緊急枠として確保することへの補助制度を創設してください。
 - ③各行政区に利用相談窓口を設置して、利用手続きが迅速に行えるようにしてください。
 - ④強度行動障害の利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。
 - ⑤親の高齢化等に伴う「ロングショート」の実態を調査して、その解消を早急に図ってください。
- 30. 生活介護事業を希望する全ての障害者が利用できるよう、支援区分等の利用条件の緩和を国に強く求めてください。
- 31. 就労継続A型事業所について、運営や支援内容に問題が起こらないよう指導・監査を徹底してください。
- 32. 居宅介護支援を拡充してください。
 - ①居宅介護事業所のヘルパーが慢性的に不足していることから、利用者からの希望に応じることができないケースが増えています。国に対して報酬の引き上げを求めるとともに、大阪市としてヘルパー不足解消に向けた対策を講じてください。
 - ②ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。居宅内だけに限らず、入院時、通勤・通学、育児や家族支援などにも利用できるようにしてください。また、通院介助時に院内介助を制限することは絶対にしないでください。
- 33. 利用者の通院時への支援を、日中利用福祉施設職員が行った際の補助制度を創設してください。
- 34. 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。
 - ①障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付とするよう国に要望するとともに、大学修学支援について大阪市として独自の支援策を講じてください。
 - ②最低賃金の上昇と比較して、ガイドヘルパーの給与は上がっておらず、ますます人員の確保が困難になっており、サービスの提供自体に支障をきたしている状況です。国に地域生活支援事業の補助金を引き上げるよう働きかけるとともに、大阪市として処遇改善加算や早朝・夜間加算を設けてください。また大阪市の移動支援事業でコロナ禍前後の事業費用の増減がどの程度あったかを明らかにするとともに、減少分がある場合の補填措置を講じてください。
 - ③1か月の移動支援時間数の上限 51 時間を拡充してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにしてください。
- 35. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自の改善措置を講じてください。
 - ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障害当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げてください。
 - ②委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については利用扱いにすることや年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。また建物賃貸料を始め各種加算についても実態に即したものとなるよう拡充してください。
 - ③委託料の支給決定は、年度当初の利用登録人員をもとに決定してください。
 - ④利用者の減員による委託費減額は事業運営を困難にしています。地域活動支援センターを安定して運営できるよう、減産額の根拠を明らかにするとともに返金時期などについて柔軟に対応するようにしてください。
- 36. 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した際の運営費の減収について、国・大阪市として救済措置を講じてください。

37. 補装具・日常生活用具給付等事業を拡充してください。

- ①すべての聴覚障害児・者のいる家庭に屋内信号装置を無条件で給付してください。また、給付条件の撤廃を国に働きかけてください。家族に聞こえる同居者がいる場合、給付対象外となり家族全員に負担が強いられています。家族や聞こえない人の意見を積極的に取り入れ、負担を軽減できるようにしてください。
- ②日常生活用具の紙おむつの支給限度額を引き上げてください。月 12,000 円の限度額では、物価高騰の現状には対応できません。排泄排便のための紙おむつは生きる上で基本的に不可欠な用具であり、早急に適切な対応をしてください。
- ③生活の必要に応じた支給をしてください。「職業又は教育上の特に必要と認めた場合」に限定せず、必要に応じて複数の支給を可能とってください。なお、複数支給の理由として「屋内用と屋外用の区別」が制度的に認められるようにしてください。また、生活環境や生活実態に応じて必要なものは、支給基準を緩和をして、実態に合う柔軟な支給を行ってください。
- ④点字タイプライターを日常生活用具として給付を希望する視覚障害者には、就業もしくは就学に関わりなく給付してください。また、難聴を併発した重度の視覚障害者にとっては、会議や研修会など、社会活動においてコミュニケーションが取れないなどの困難をきたしており、当事者の希望によりコミュニケーション機器としての機能も発揮する点字タイプライターを支給してください。
- ⑤「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、日常生活用具の視覚障害者用ポータブルレコーダーの障害等級の制限を撤廃して、希望するすべての視覚障害者が受給できるようにしてください。
- ⑥「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、養護老人ホームなどの施設に入所している視覚障害者にも日常生活用具の情報・意思疎通支援用具（情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など）を給付してください。
- ⑦「読書バリアフリー法」、および「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を尊重し、点字図書給付事業を見直し、障害の程度および読書形態を配慮して拡大図書や録音図書にも対象を広げ給付してください。
- ⑧音声体重計および音声血圧計の給付に際して、障害当事者が自由な時間に体重やその他の体組成、および血圧の測定ができるように家族用件を撤廃してください。
- ⑨『点字毎日』（点字版）読者が手指の感覚低下にともない触読が困難となった場合でも、継続して購読できるよう、『点字毎日』（音声版）を給付してください。また、今年度より『点字毎日』（電子版）を給付対象にされましたが、点字図書給付事業において、他の点字図書にも対象を広げてください。
- ⑩「視覚障害者用杖」などの補装具の価格が高騰していることから本年度、基準額を引き上げていただきましたが、実態とは未だ格差があります。引き続き補装具の基準額を引き上げるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に上乘せ措置を講じてください。
- ⑪大阪市においては今年度より一部の日常生活用具の基準額を引き上げていただきましたが、今年度対象とならなかった拡大読書器および点字ディスプレイの基準額を実態に即して引き上げてください。

38. 重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業について、緊急入院等の入院後の申請についても認めてください。また、食事介護等も支援内容に入れて、1 日 4 時間半を超える支援にも対応してください。報酬単価を引上げて、せめて移動支援と同額にしてください。

39. 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、障害者へのコミュニケーション支援施策を抜本的に拡充してください。手話通訳者派遣業務や聴言障がい者生活相談業務における専任手話通訳者を増員し、円滑に事業運営できるようにしてください。また、大阪市役所と各区役所に手話通訳者を設置してください。

＜その他福祉制度＞

40. 市や各区の障害者自立支援協議会を活性化させて、当事者や家族が参画できる場をつくり、生の声を反映させて地域課題を整理をし、その解決のために取り組みを強化してください。また、各区ごとの活動状況を把握して、取り組みの格差を生まない努力をしてください。
41. 障害者差別解消に向けて実効ある措置を講じてください。「差別解消法リーフレット」の活用状況、大阪市における障害者差別の相談窓口の対応状況、「合理的配慮」を求める相談件数の推移を明らかにしてください。
42. 各区・各局及び大阪市認定事務センターから視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に受取人氏名・文書名・担当部署名・及び連絡先電話番号（固定電話番号）を点字・拡大文字で記載するとともに、同封文書全文を希望する形態（点字・拡大文字・音声等）で提供してください。
43. 本年3月10日付けで発せられた「障害保健福祉関係主管課長会議資料」では、「意思疎通支援事業として代筆・代読支援が未実施の自治体におかれては、視覚障害者のニーズを適切に把握し、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いする」と示されています。視覚障害者への代筆・代読サービスを制度化し、実施してください。特に居宅介護や同行援護などの障害福祉サービスを利用していない視覚障害者は、自宅に郵便物が届いても内容を確認する術がありません。たとえ短時間ででも利用できるよう手立てを講じてください。
44. 障害者手帳のカード化に向けた検討状況を明らかにしてください。また、実施に当たってはマイナンバーカードとの一体化は行うことなく、氏名の点字表示や切り込みを入れるなど視覚障害者に配慮するとともに、希望により従来の紙製の手帳も選択できるようにしてください。
45. 重度の視覚障害者が加齢により難聴を併発した場合、軽度であっても生活に大きな支障を来します。重度視覚障害者が難聴となった際には、大阪市として補聴器の購入費用を助成してください。
46. 障がいを持っている方が生活保護を受けている場合、対応するケースワーカーについて、相談者の障害や状況に応じて丁寧に対応するよう指導してください。また生活保護の住宅扶助費について引き下げしないよう国に強く要望してください。

＜新型コロナ対応＞

47. 障害福祉事業所において、新型コロナウイルス等の感染症への対応がしっかりと行えるよう必要な措置を講じてください。
48. 市内で暮す重度脳性麻痺障害の夫婦の夫がコロナに罹患して、保健所にも繋がらずに入院できず妻も療養施設に入れない状態で、日常的に受けてきたヘルパー等の必要な支援も全てがストップして一週間以上放置される事態が生じました。命に関わる事態です。保健所と医療体制の拡充、重度の障害に対応できる療養施設の確保、コロナ罹患時等の非常時にヘルパー等の必要な支援が受けられる特別な体制を大阪市の責任で早急に確立してください。陽性になった際にはすぐに医療にアクセスでき、すみやかに入院・療養できるようにしてください。
49. 新型コロナウイルス感染症をはじめ、新たな感染症にも対応できるよう保健所を増やしてください。
50. 新たな新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応できるよう、特に感染や重症化のリスクが高い障害者・福祉事業所職員に、希望に応じてワクチン接種が無料で受けられるようにするとともに医療機関でPCR検査が無料で受けられるようにしてください。また、高額となっている治療薬への費用補助を行ってください。

＜介護保険＞

51. 65歳から介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。
①介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）に、介護保険への移行を半ば強制的に求めるのではなく、障害者福祉か介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に

沿って居宅事業・補装具、日常生活用具支給等などのそれぞれの施策を個々に選択できるようにしてください。

② 65歳（40歳以上特定疾病者を含む）の障害者に、介護保険を申請しない選択肢もあることを周知するため、福祉のあらしやホームページに分かり易く記載してください。

③ 介護保険に移行した障害者が、必要に応じて介護保険制度から障害福祉サービスに戻れるようにしてください。

④ 介護保険で「要支援」と判定され訪問介護の対象外となった障害者に、必要に応じて障害福祉制度の居宅介護の利用ができるようにしてください。

52. 高齢となった視覚障害者が地域で生活することが困難となった場合でも安心して生活できるよう大阪府や堺市と協力して盲養護老人ホームを大阪市内に建設してください。

＜医療＞

53. 重度障害者医療費助成制度を充実させてください。

① 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費自己負担を無料に戻すとともに、院外調剤の自己負担を撤廃し、中軽度の障害者も制度の対象にしてください。また、償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。

② 医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

54. 副作用などを懸念する重度の障害者が先発医薬品の処方を希望した場合、本年10月より医師の確認がなければ、後発医薬品との差額の一部が患者負担となりましたが、当該負担について公費で助成をしてください。

55. 大阪市立総合医療センターの専任手話通訳者の雇用形態を有期雇用ではなく正職員にしてください。

56. 精神科救急医療を拡充してください。

① 「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療（外来診療、投薬など）を受けることで落ち着き一晚を乗り越えられることなどに鑑み、対応の改善を図ってください。

② 精神科一次救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一次救急医療の主旨を周知してください。

③ 「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などが円滑に行われるようにしてください。

57. 社会的入院の解消に向けた大阪市としての計画を明示してください。

58. 触法障害者が地域で暮らす場合のサポート体制について、大阪市としての取り組みを積極的に進めてください。

＜まちづくり＞

59. 当事者の声をきいて市内全域のバリアフリー化を促進してください。

① バリアフリー重点整備地区を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、「京橋駅周辺地域」を重点整備地区に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。下記の（ア）と（イ）について、JR西日本および京阪電車の関係者の立ち合いの下、現地で当事者を交えた実地検証を行ってください。

（ア）JR京橋駅と京阪京橋駅との間の円滑な移動が行えるよう、適切な位置に視覚障害者が迷うことがないように、誘導ブロックの敷設および誘導チャイムを設置してください。

（イ）地下鉄京橋～京阪・JR京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。このことを平成16年4月策定の京橋交通バリアフリー化基本構想に組み入れてください。

② 障害者が利用する公的な施設とそこまでのアクセス（経路）の整備を国や大阪府と連携して進め

てください。

③踏切内の点字ブロックの敷設については、国土交通省のガイドラインに準拠しつつ、個々の踏切の状況に応じて柔軟な対応を行うとともに、地域の障害当事者にも意見聴取して適切に敷設してください。その場合、通常の誘導ブロック（線状ブロック）やエスコートゾーンとは異なった誘導ブロックであることが容易に認識できる計上としてください。

④大阪メトロ地下鉄の改札無人化が進んでおり、障害者等の安心・安全な利用を妨げております。改札窓口には必ず駅員を配置するよう大阪メトロに働きかけてください。

⑤大阪市内の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。また、鉄道駅バリアフリー整備料金によるホーム可動柵の設置を根拠に無人化計画が持ち上がっている駅もあります。大阪市として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行わないよう働きかけてください。特に大阪メトロにおいては、昨年8月27日以降、周知期間を設けることなく24駅26改札口の無人化を行い、多くの障害者が改札口内外の移動に不便を強いられています。経営上、人員削減を行う必要のない同社に対して、大株主としての権限を発揮して原状回復を行うよう強く求めてください。

⑥大阪メトロにおいては、現在の磁気カード式の「大阪市介護人付無料乗車証」が使えないICカード専用の自動改札機が増加し不便を強いられています。大阪市として大阪メトロに対し磁気カード対応の自動改札機を減らさないようにするとともに、「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者にはICカードのものを発行してください。谷町線「駒川中野駅」（東改札）の自動改札機が2台ともICカード専用となっており、「重度障害者無料乗車証」では通ることができません。大阪メトロに対して、すべての駅の自動改札機のうち、少なくとも1台は磁気カードも利用できるようにするとともに、その改札機まで誘導ブロックや音声ガイドにより誘導するように働きかけてください。

⑦大阪シティーバスなんばバス停のうち、大阪駅へ向かうバスの発着バスのりばとなっている4番停留所から地下鉄7番出入口までのルートに誘導ブロックを敷設するとともに、7番出入口に誘導チャイムを設置してください。

60. 障害児者・家族が利用しやすい公営住宅を整備してください。

①車椅子やストレッチャー等利用者向けの市営住宅を大幅に増やしてください。とりわけ急激な障害の進行や緊急利用の必要性の高い入居希望者には、募集時以外でも特別に相談に乗りあっせんできるようにしてください。

②市営住宅で、台所にエアコンが取り付けられない住宅があります。温暖化に伴い、住宅建築時と違い命に関わる事態です。実態を早急に調査して台所、リビング等必要な個所にエアコンが設置できるようにしてください。

61. 雨天時・猛暑日・極寒日・体調不良時・緊急時の外出や通院などの利用のため、地下鉄・バス無料乗車券とタクシー助成の併給を認めてください。

62. タクシー助成券を名古屋市並みに年間160枚まで増やして、1回1枚（500円）の利用に限るのではなくて1回で10枚（5,000円）まで利用できるようにしてください。

63. リフトタクシー助成券を名古屋市並みに年間120枚まで増やして、1回1枚（2,000円）の利用に限るのではなくて1回で5枚（10,000円）まで利用できるようにしてください。

64. 市民の声を反映して、長居スポーツセンターを充実してください。

①長居障害者スポーツセンターの建て替え整備計画の進捗状況を明らかにするとともに、一部の団体に限定することなく、利用登録している団体や個人を対象に説明会を実施してください。

②利用者の意見をしっかり聴いて障害や社会的困難を持つ人たちが安心して利用できるスポーツ文化施設になるようにしてください。また、宿泊施設も併設して、災害時の中心的な福祉避難所としての役割が果たせるようにしてください。

<防災>

65. 避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等が適切に整

備され、各区役所が障害者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていくことができるよう、大阪市として必要な施策を講じてください。

- ①避難所における情報・コミュニケーション保障を確保するために各区の担当職員を対象とした研修、また、聴覚障害者が安心して避難生活を送ることができるよう「聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン4）」を整備した一次避難所を拡大してください。
- ②避難所には障害担当の係員や相談員を配置してください。
- ③障害者をはじめとする避難行動要援護者の避難先について、一次避難所における福祉避難室、二次避難所としての福祉避難所の整備を急ぐとともに、障害者特性にあわせた福祉避難所（ホテル等）の設備などの具体化を働きかけてください。また、2021年の災害対策基本法と施行規則の改正により位置づけられた、特定要配慮者とその家族だけが避難する施設（指定福祉避難所）の整備を急ぎ進めてください。
- ④大阪市が全戸配布している防災マップや地域防災計画について、視覚障害用の配布物としても整えて、必要な人に周知してください。特に防災マップ（ハザードマップ）の情報については、視覚障害者にも容易に理解できる媒体によってきめ細かな情報を提供してください。
- ⑤避難行動要支援者名簿に基づき、災害時の対策の検討がなされていると聞きますが、どこが責任をもって、どのような段階まで進められているのか教えてください。
- ⑥実効性のある地域防災計画の策定と避難行動要支援者の個別（避難）計画の策定を進めてください。
- ⑦視聴覚障害者や知的障害者などの、情報入手とその処理が困難な方への災害情報の提供、避難所への移動、避難所での生活などについて、全国の経験に学び課題を整理するなどの研究・検討をすすめてください。

<労働>

66. マッサージ業における「無免許者」の取り締まりを大阪府警生活安全課と連携して厳正に行ってください。
67. 大阪市における障害者雇用率の達成状況、および今後の障害者雇用計画を障害別に明らかにしてください。
68. 大阪市における重度障害者等就業特別支援事業について、当事者の希望に添った支援が円滑に行われるよう、実施事業所を増やすとともに希望者には事業所の情報を提供してください。

<政治参加>

69. 障害者が自由に投票できるよう、配慮措置を充実してください。
 - ①点字や拡大文字および音声やメール版による選挙公報の発行を法的に認めるよう国に要望してください。
 - ②投票箱に投票の種類を点字でも表示して、視覚障害者本人が確認できるようにしてください。
 - ③「投票案内状」に、障害者の投票への配慮措置についてもわかりやすく記載してください。
 - ④視覚障害者が点字による直接請求署名を行う場合、晴眼者による介助がなくても、単独で署名できるよう、国や大阪府と連携して様式を整備するとともに、視覚障害者が容易に受任者になれるようにしてください。

以上